

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前10時
本庁舎屋上会議室

議案

- | | |
|--------|--|
| 議案第71号 | 大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第72号 | 大阪市教育委員会職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第73号 | 教育長の職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第74号 | 大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 |

議案第71号

大阪市教育局文書規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局文書規則（平成13年大阪市教育局規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政課長」を「行政不服審査担当課長」に改める。

第6条第2項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第7条中「教育長」を「教育次長」に改める。

第16条中「教育長」を「教育次長」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第22条の見出し中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第37条中「教育長」を「教育次長」に改める。

第39条中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会文書規則（抄）

（文書の收受及び配布に関する帳簿）

第6条 省 略

2 前項各号に掲げる帳簿は事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）
に置く。ただし、同項第1号及び第5号に掲げる帳簿は、教育長 が必要と

教育次長

認めるときは、総務課以外の課等に置くことができる。

（補助帳簿）

第7条 教育長 が必要と認めるときは、前条第1項各号に掲げる帳簿のほ

教育次長

か、必要な補助帳簿を置くことができる。

（重要な文書の供覧手続）

第16条 特に教育委員会若しくは教育長 に供覧する必要がある文書又は重要

教育次長

な文書でその処理に上司の指揮を必要とするものを收受した場合は、速やかに委員会 若しくは教育長 又は当該上司に供覧しなければならない。

教育委員会

教育次長

（委員会 議案等の取扱い）

教育委員会

第22条 省 略

2 省 略

（公文書の発送）

第29条 省 略

2 主管課長は、公文書の発送については、直接主管担当において発送する必要がある場合を除き、総務局行政部行政課長（以下「行政課長
行政不服審査担当課長 **行政不服**
」という。）に依頼しなければならない。

不服審査担当課長

（文書分類表）

第31条 総務課長は、事務局において所管する事務及び事業の性質及び内容等に応じ、系統的に公文書を分類するために、簿冊の名称及び当該簿冊に編集されることとなる公文書の保存期間を、行政課長 と協議の上、
行政不服審査担当課長

定めなければならない。

（簿冊の登録）

第33条 主管課長は、前条の規定により編集した簿冊について、当該簿冊に最初に公文書が編集された日の属する会計年度の翌年度の行政課長
行政不服審査担当課

が指定する日（暦年ごとに編集した簿冊にあつては、当該簿冊に最初に公
長

文書が編集された日の属する年の翌年の行政課長 が指定する
行政不服審査担当課長

日）までに、文書管理システム（財務会計システムに保管する公文書を編集した簿冊にあつては、財務会計システム。次条第2項、第43条第1項及び第44条において同じ。）に所定の事項を記録する方法により登録しなければならない。

（引継ぎ等）

第34条 主管課長は、総務課長を経て、第32条の規定により編集した簿冊（文書管理システム等に保管するものを除く。以下この条及び次条において同

じ。)を、当該簿冊に編集された公文書に係る公文書の完結日(市規則第5条第1項の公文書の完結日をいう。以下同じ。)のうち、最も遅い日の属する会計年度の翌年度の9月末日(暦年ごとに編集した簿冊にあつては、当該簿冊に編集された公文書に係る公文書の完結日のうち、最も遅い日の属する年の翌年の9月末日。以下「引継期限」という。)までに行政課長

行政不服審査担当

に引き継がなければならない。

課長

2 省 略

3 主管課長は、保存期間が3年未満又は保存期間が満了するまでの期間が3年未満の簿冊、引継期限までに引き継ぐことができない簿冊又は引継期限後主管課においてなお保管しようとする簿冊を、総務課長を経て、行政課長

行政不服審

の承認を受けた上、保管することができる。

査担当課長

4 省 略

(保管文書の紛失等)

第37条 保管文書を紛失し、又は汚損したときは、教育長 の意見を付けた文
教育次長

書紛失(汚損)届出書により総務局長に報告しなければならない。

2 保管文書(文書管理システム等に保管する公文書に限る。)を滅失し、又はき損したときは、教育長 の意見を付けた文書滅失(き損)届出書により

教育次長

総務局長に報告しなければならない。

(収蔵文書の閲覧及び借用)

第38条 第34条第1項の規定により行政課長 に引き継がれ、書庫

行政不服審査担当課長

に収蔵された公文書（以下「収蔵文書」という。）の閲覧及び借用は、市規程第38条に定めるところによる。

（収蔵文書の紛失等）

第39条 収蔵文書を紛失し、又は汚損したときは、教育長 の意見を付けた文

教育次長

書紛失（汚損）届出書により総務局長に報告しなければならない。

第42条 主管課長は、保存期間が満了する収蔵文書でなお保存の必要があると認める場合は、総務課長と協議の上、行政課長 にその旨を申し

行政不服審査担当課長

出ることができる。

第44条 保存期間が満了する収蔵文書を編集した簿冊について、主管課長は、文書管理システムに所定の事項を記録する方法により廃棄簿冊目録を作成して、総務課長と協議の上、廃棄の決定を行い、行政課長 に廃棄

行政不服審査担当課長

を依頼しなければならない。

議案第72号

大阪市教育局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則（平成18年大阪市教育局規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育長」を「教育次長」に改める。

第7条第3項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第8条第7項及び第8項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第9条第2項中「教育長が」を「教育次長が」に、「教育長に」を「教育次長に」に改め、同条第3項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第14条第3項中「教育長」を「教育次長」に改め、第5項「教育長」を「委員長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育局職員職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則（抄）

（要望等に対する対応方針等の決定）

第6条 省 略

- 2 所管課長は、前条第2項前段の規定による報告を受けた場合において、自ら対応方針等を定めることが困難であると認めるときは、速やかに、前項に規定する要望等管理責任者を通じて、教育長 に要望等の内容を報告しな

教育次長

なければならない。

3 省 略

- 4 校長は、前条第1項前段に規定する要求を受けた場合において、自ら対応方針等を定めることが困難であると認めるときは、教育長 に要望等の内容

教育次長

を報告し、その指導を受けることができる。

- 5 教育長 は、第2項及び第4項の規定による報告を受けた場合において、

教育次長

当該報告に係る要望等が不正要望等に該当しないと認めるときは、速やかに、対応方針等を定めなければならない。この場合において、教育長 は、

教育次長

必要があると認めるときは、第14条第1項の規定による要望等検討委員会を招集し、対応を協議することができる。

- 6 教育長 は、第2項及び第4項の規定による報告を受けた場合において、

教育次長

自ら対応方針等を定めることが困難であると認めるときは、教育委員会に要望等の内容を報告しなければならない。

7 省 略

(対応方針等の回答)

第7条 省 略

2 省 略

3 前2項の規定は、前条第5項の規定により教育長 が対応方針等を定めた
教育次長

場合及び同条第7項の規定により教育委員会が対応方針等を定めた場合について準用する。

4－7 省 略

(不正要望等への対応)

第8条 省 略

2－6 省 略

7 前2項の規定は、教育長 が第6条第2項の規定による報告を受けた場合
教育次長

について準用する。この場合において、教育長 は、必要があると認めると
教育次長

きは、第14条第1項の規定による要望等検討委員会を招集し、対応を協議することができる。

8 教育長 は、第6条第4項の規定による報告を受けた場合において、当該
教育次長

報告に係る要望等が不正要望等に該当すると認めるときは、校長に対し、当該要望等に応じないとともに、第5条第1項の規定により要望等に関して記録した事項を消除するよう指導しなければならない。

9 省 略

(要望等の取下げ)

第9条 省 略

- 2 前項に規定する場合において、要望等を取り下げる旨の申出を受けた教育長及び教育委員会事務局等の職員は、当該申出があった旨を所管課長に（第6条第5項の規定により教育長 が対応方針等を定めるべき場合にあっては

教育次長

所管課長を通じて教育長 に、同条第7項の規定により教育委員会が対応方

教育次長

針等を定めるべき場合にあっては所管課長を通じて教育委員会に）報告するとともに、その旨を記録しなければならない。

- 3 第1項に規定する場合において、要望等を取り下げる旨の申出を受けた校長は、第6条第5項の規定により教育長 が対応方針等を定めるべき場合に

教育次長

あっては教育長 に、同条第7項の規定により教育委員会が対応方針等を定

教育次長

めるべき場合にあっては教育長 を通じて教育委員会に当該申出があった旨

教育次長

を報告するとともに、その旨を記録しなければならない。

(要望等検討委員会)

第14条 省 略

- 2 省 略

- 3 委員長は、教育長 をもって充てる。

教育次長

- 4 省 略

- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、教育長が定める。

委員長

議案第73号

教育長の職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の一部を改正する 規則案

教育長の職務代理者に係る職務の委任等に関する規則（平成28年大阪市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、教育次長に事故があるとき又は教育次長が欠けたときは、教育監に委任し、又は臨時に代理させることができる。

第2条中第2項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育長の職務代理者に係る職務の委任等に関する規則（抄）

(指名)

第1条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定によりその職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）を指名したときは、その氏名を告示するものとする。

(事務の委任)

第2条 教育長職務代理者は、教育長の職務を行うに当たっては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事務を除き、法第25条第4項の規定により教育委員会事務局の教育次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。**この場合において、教育次長に事故があるとき又は教育次長が欠けたときは、教育監に委任し、又は臨時に代理させることができる。**

2 前項の規定により教育次長に委任し、又は臨時に代理させる場合の順序は次のとおりとする。

第1順位 総務部、教務部、生涯学習部、学校経営管理センター及び中央図書館に関する事務を担当する教育次長

第2順位 指導部及び教育センターに関する事務を担当する教育次長

議案第74号

大阪市教育局公印規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局公印規則（昭和36年大阪市教育局規則第4号の一部を）
次のように改正する。

第5条第1項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第7条中「教育長」を「教育次長」に改める。

第9条中「教育長に」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会公印規則（抄）

(取扱責任者)

第5条 事務局に取扱責任者を置き、事務局職員のうちから教育長 が指名する。
教育次長

る。

2-4 省 略

(新調、改刻、廃止)

第7条 学校その他の教育機関の長及び市長部局の長は、公印を新調し、改刻し、または廃止しようとするときは、事務局総務部総務課長を経て教育長
教育次長

の決裁を受けなければならない。

(事故届)

第9条 監守者は、公印に盗難、紛失等の事故があつたときは、すみやかに公印事故届書（別記第3号様式）により教育長に報告しなければならない。

大阪市教育委員会文書規則

大阪市教育委員会職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則

教育長の職務代理者に係る職務の委任等に関する規則

大阪市教育委員会公印規則

の一部改正について

1 改正の理由

平成 28 年度に新教育長制度移行に伴い、教育行政における責任体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築が一定図られた下で、さらに教育長が教育行政施策をスピード感を持って進め、マネジメント力を発揮することができるよう、教育委員会事務局の内部体制を整理する必要があることから、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- (1) 教育長が担ってきた業務に関し、教育委員会事務局の教育次長へ専決権を付与
- (2) 教育長職務代理者の職務の委任を受ける者の変更（教育監の設置）
- (2) その他必要な規定整備

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日